

○平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を改正する告示 新旧対照表

（傍線部は変更箇所）

改正後		改正前	
別表第二十三号 無線設備の規格コード		別表第二十三号 無線設備の規格コード	
項目	コード	項目	コード
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
設備規則第49条の6の9 <u>第1項及び第2項</u> に規定する陸上移動局の無線設備	SFDMA 1	設備規則第49条の6の9に規定する陸上移動局の無線設備	SFDMA 1
<u>設備規則第49条の6の9第1項及び第5項</u> に規定する陸上移動局の無線設備	<u>NBIOT</u>		
<u>設備規則第49条の6の9第1項及び第6項</u> に規定する陸上移動局の無線設備	<u>MTC</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)
設備規則第49条の29 <u>第1項、第3項及び第8項並びに第1項、第4項及び第8項</u> に規定する陸上移動局の無線設備	BWA 2	設備規則第49条の29に規定する陸上移動局の無線設備	BWA 2
<u>設備規則第49条の29第1項、第7項及び第8項</u> に規定する陸上移動局の無線設備	<u>BWAMTC</u>		